

# 能登町等国道 249 号等沿線景観保全型広告整備地区基本方針

## 1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

能登町等国道 249 号等沿線景観保全型広告整備地区は、内浦特有の優美な海岸や見附島など、優れた里海景観を有しており、その保全と活用に向けた取組みが進められてきた。

本路線沿線の優れた里海景観を保全するため、広告物又は掲出物件の新設、変更、改修等に係る、掲出量・色彩等の規制を行うこととする。

## 2 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

沿道景観の保全を図るため広告物の表示及び設置については、いしかわ景観総合条例施行規則（平成 20 年石川県規則第 38 号）別表第 6 の 3 に定める要件及び次の表に掲げる基準を満たしたものに限る。

### ① の区域

広告物等	基準
自家用広告物	<p>色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の 3 分の 1 を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相が Y 又は Y R の場合は彩度 10 以下、それ以外の色相の場合は彩度 8 以下とすること。</p> <p>表示面積（1 住所等当たり）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 15 平方メートル以内とすること。</li> <li>2 一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある場合は、一の事業所等とみなし、1 によること。</li> </ol> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から 7 メートル以下とすること。</p>
案内誘導広告物	<p>表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。</p> <p>色彩 原則として 2 色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の 3 分の 1 を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相が Y 又は Y R の場合は彩度 10 以下、それ以外の色相の場合は彩度 8 以下とすること。ただし、表示面の面積の 5 分の 1 以内で、商標、商品等の写真等を掲載する場合は、この限りでない。</p> <p>設置場所 原則として 1 施設につき 1 箇所以内とすること。</p> <p>表示面積（広告物等 1 基当たり）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 1 面の表示面積は 1.5 平方メートル以内とし、表示面積の合計は 3 平方メートル以内とすること。</li> <li>2 一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 敷地当たりの表示面積の合計は、5 平方メートル以内とすること。</li> <li>(2) 原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。</li> </ol> </li> </ol> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から 4 メートル以下とすること。</p>

### ② の区域

広告物等	基準
自家用広告物	<p>色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の 3 分の 1 を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相が Y 又は Y R の場合は彩度 10 以下、それ以外の色相の場合は彩度 8 以下に努めること。</p> <p>表示面積（1 住所等当たり）</p>

	<p>1 建築物等の壁面の方向ごとに当該壁面の鉛直投影面積に10分の3を乗じて得た面積以内（その面積が20平方メートルに満たない場合は20平方メートル以内）とすること。</p> <p>2 一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある場合は、一の事業所等とみなし、1によること。</p> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から10メートル以下とすること。</p>
案内誘導広告物	<p>表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。</p> <p>色彩 原則として2色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。ただし、表示面の面積の5分の1以内で、商標、商品等の写真等を掲載する場合は、この限りでない。</p> <p>設置場所 原則として1施設につき2箇所以内とすること。</p> <p>表示面積（広告物等1基当たり）</p> <p>1 1面の表示面積は3平方メートル以内とし、表示面積の合計は6平方メートル以内とすること。</p> <p>2 一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 1敷地当たりの表示面積の合計は、10平方メートル以内とすること。</p> <p>(2) 原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。</p> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から7メートル以下とすること。</p>